

ご存じですか？

民生委員・児童委員

民生委員とは

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、各地区で活動しています。

子育ての悩みやひとり暮らしの高齢者の心配事を解決するお手伝いなどをします。

民生委員は、民生委員法の中で守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

児童委員、主任児童委員とは

民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭などの相談に応じ、関係機関と連携して支援します。

また地区担当の民生委員・児童委員のほか、決まった担当地域を持たずに、子どもや子育てに関することなどを専門的に担当する「主任児童委員」が活動しています。

民生委員・児童委員はこのような活動をしています

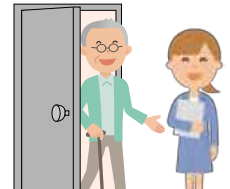
地域福祉活動

配食サービスなどによる高齢者の確認、小・中学生の登下校時の見守り、学校行事への参加や子育てサロンへの協力などを行っています。



相談・支援活動

各委員は、個々の活動として、担当区域内の高齢者の見守りや支援、子育てに関する相談に対応しています。必要に応じて、専門機関への橋渡しや福祉サービスなどの情報提供を行っています。



関係機関との連携

地域の高齢者や子育て世帯からの相談について、行政・地域包括支援センター・学校などと連携し対応しています。



地区定例会

毎月1回、地区の民生委員・児童委員、主任児童委員、関係機関職員（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど）による定例会を開き、関係機関からの情報提供や委員間での事例研修などを行っています。

各地区委員が部会で交流

各地区の委員が参加する部会で、活動に関する情報交換や研修会を実施しており、自己研さんと委員同士の交流の場となっています。

研修会

毎年、全員研修会や1期目委員・中堅委員・役員委員など、それぞれの立場に合わせた研修を実施しています。



民生委員・児童委員

富士市では4月1日現在で420人の皆さんが活動しています。